令和６年度　所定疾患施設療養費算定状況の公表について

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

◎対象の疾患
　肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪

①上記疾患の治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に１回に連続する７日を限度とし、月１回に限り算定します。
②肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定します。
③慢性心不全の増悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、常用する内服薬を調整するのみの場合は算定しません。
④算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載します。
⑤算定開始後は治療の実地状況について公表します。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の算定状況を報告します。

令和６年度		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
肺炎	人数								1				
	日数								1				
尿路感染症	人数		1	3	1			2	3				
	日数		5	16	7			7	11				
帯状疱疹	人数												
	日数												
蜂窩織炎	人数				2								
	日数				14								
慢性心不全	人数												
	日数												

【　所定疾患施設療養算定状況　】

	疾患名	治療日数	検査内容	治療内容等
令和６年５月	尿路感染症	５日	尿検査	投薬：レボフロキサシン錠250ｍｇ　１日２錠
令和６年６月	尿路感染症	７日	尿検査	投薬：レボフロキサシン錠250ｍｇ　１日２錠
	尿路感染症	７日	尿検査	投薬：レボフロキサシン錠250ｍｇ　１日２錠
	尿路感染症	２日	尿検査	投薬：レボフロキサシン錠250ｍｇ　１日２錠
令和６年７月	蜂窩織炎	７日		投薬：レボフロキサシン錠250ｍｇ　１日２錠
	尿路感染症	７日	尿検査	投薬：レボフロキサシン錠250ｍｇ　１日２錠
	蜂窩織炎	７日		投薬：レボフロキサシン錠250ｍｇ　１日２錠
令和６年１０月	尿路感染症	４日	尿検査	投薬：レボフロキサシン錠250ｍｇ　１日２錠
	尿路感染症	３日	尿検査	投薬：レボフロキサシン錠250ｍｇ　１日２錠
令和６年１１月	誤嚥性肺炎	１日	ＣＴ、採血	投薬：オーグメンチン配合錠250ｍｇ　１日１錠 投薬：サワシリン錠250ｍｇ　１日１錠
	尿路感染症	７日	尿検査	投薬：レボフロキサシン錠250ｍｇ　１日２錠
	尿路感染症	３日	尿検査	投薬：レボフロキサシン錠250ｍｇ　１日２錠